

「意思表示」がされており、新しい権利処理の対象とならない例 について（検討用ペーパー）

※著作物について集中管理されているものは、新しい権利処理の仕組みの対象外。

※事務局で一般的な事例を収集したものであり、実際はこれに限られない。

1. 利用の可否が明示されている場合

○利用禁止の旨の表示

- ・「利用の禁止」、「複製・公衆送信禁止」等の記載がある場合

○利用条件等の表示

- ・詳細な利用条件を示したガイドライン・利用規約を公開している場合
- ・「利用の際は事前に許諾を得てください」等の記載がある場合
- ・クリエイティブコモンズマーク、自由利用マーク等が記載されている場合

2. 利用の可否に係る明示はないものの著作権者等に係る情報のみがある場合

下記のように「著作権者等に係る情報がある場合」は、連絡先に連絡を試み、著作物等の利用の可否についての返答がある場合（交渉をしている場合も含む）は、「意思表示」がされており、新しい権利処理の対象とならない。

○著作権者等

- ・著作者名（変名も可）
- ・著作権者／発行元・販売元の企業・法人の名称
- ・©マーク、“all rights reserved”等の記載

○連絡先

- ・住所、電話番号、メールアドレスの記載
- ・メッセージの送受信が可能なSNSアカウント等の記載

※著作者名、企業名・法人名の記載がある場合、連絡先そのものが記載されていなくても、当該著作者・企業・法人への連絡が可能であれば、連絡を行う。

- ※アマチュア参加型等の展示会等に展示された著作物などの関係者に問い合わせれば連絡先が入手できる場合も考えられるため主催者に、連絡を行う。
- ※連絡を行い、メール不達や郵便局が宛先不明のため変換された場合は、所在不明であるか、又は、返答がなく「意思表示がされていない」のどちらかと考えられるため、新しい権利処理の対象となる。

(以上)